

放射性汚染防護衣等の洗濯除染作業単価契約  
仕様書

## 目 次

1. 業務目的	1
2. 契約範囲	1
3. 実施場所	1
4. 実施期日等	1
5. 業務内容	2
5. 1 保護衣等の集荷及び配達	2
5. 2 運転及び洗濯除染業務	2
5. 3 保守点検業務	3
5. 4 付帯作業	4
6. 受注者と機構の主な役割分担	5
7. 実施体制	6
8. 業務に必要な資格等	6
9. 支給品及び貸与品等	7
10. 提出書類	8
11. 検収方法等	9
12. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ	9
13. 検査員及び監督員	9
14. 品質保証	9
15. グリーン購入法の推進	9
16. 特記事項	9

図一1 保護衣等集配指定場所

図一2 洗濯作業工程図

## 1. 業務目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所等の管理区域内で使用した放射性汚染防護衣等（以下「保護衣等」という。）の洗濯除染作業及び作業で使用する設備の運転、維持管理業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は、施設及び各機器、装置の構造、取扱方法並びに関係法令等を充分理解し、受注者の責任と負担において、本業務を計画立案して実施するものとする。

## 2. 契約範囲

本仕様書の適用対象とする業務の範囲は、次のとおりである。

(1) 保護衣等の集荷及び返却

(2) 運転及び洗濯除染業務

衣料除染設備・機器等について、運転開始前点検、運転操作及び運転中点検、停止操作及び運転終了後点検を行い、もって保護衣等の洗濯除染作業を安全かつ適切に行う。

(3) 保守点検業務

衣料除染設備・機器等及びこれらの関連施設等について定期的または隨時に巡視・点検を行い、かつ、保守、補修等を実施し、もって設備・機器等の適切な保安措置及び性能維持を図る。

(4) 洗濯対象保護衣等の種類及び年間処理推定量

①実験衣	.....	6,700	着
②特殊作業衣	.....	25,000	着
③帽子	.....	92,000	枚
④管理区域用靴下	.....	38,000	足

---

合計 161,700 点

なお、数量は令和8年度発注予定数量であり、受注者は、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

(5) 付帯作業

上記（1）～（4）の業務を遂行するために、必要な以下の関連業務を行う。記録作成以外に係る業務の詳細は5. 4に示す。

1) 関連業務の記録作成

## 3. 実施場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

第3廃棄物処理棟 機器室B（第1種管理区域）

## 4. 実施期日等

(1) 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

但し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、機構創立記

念日(10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。)、その他機構が特に指定する日を除く。

## (2) 実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

平 日 9:30～18:00

但し必要がある場合は上記に定める時間以外の時間及び(1)但し書きに定める日であっても業務を実施することがある。

## 5. 業務内容

本作業を実施するにあたっては、本仕様書に定める事項の他、機器及び装置の取扱説明書等を充分理解したうえ実施するものとし、受注者は予め業務の分担、人員の配置、実施方法について作業実施要領書を定め機構の確認を受けるものとする。

また、装置の運転は、廃棄物処理場本体施設運転手引(以下「運転手引」という。)の手順書に基づいて実施し、機器の使用にあたっては、受注者の責めに帰すべき理由により滅失又は棄損したときは、速やかに復帰させること。

### 5. 1 保護衣等の集荷及び配達

原子力科学研究所(J-PARCを含む)の保護衣等集配指定場所を別図-1に示す。

#### (1) 集荷

- 1) 保護衣等の集配に使用する車両は、受注者が準備し、機構の確認を受けること。
- 2) 集荷運搬に使用する車両は、荷室内に酢酸ビニールシート等を張り汚染拡大防止措置を行うこと。
- 3) 集配は機構が指定した場所及び指定した日(原則として火、金)に実施すること。
- 4) 洗濯物の集荷は、機構の指定する場所の依頼者からFAX等で前日までに依頼を受け、汚染防止用ポリエチレン袋入りの保護衣等と必要事項を記入した所定の依頼書を受け取ること。
- 5) 集荷した保護衣等は、衣料除染室に搬入し整理すること。

#### (2)

- 1) 検査が完了した保護衣等は、遅滞無く指定された日に配達すること。

また、集荷作業から洗濯除染作業を行った後の配達までの期間を原則1週間とする。

- 2) 配達は、所定の様式に発生元の受領印を受けること。

### 5. 2 運転及び洗濯除染業務

作業工程を別図-2に示す。

#### (1) 洗濯前汚染度測定

- 1) 除染前汚染度測定器は、運転手引の手順書に従って行うこと。
- 2) 汚染度測定は、ポリエチレン袋毎に測定し、規定値以下であることを確認すること。但し、規定値以上の場合は、機構の指示に基づくものとする。
- 3) 測定記録様式は、使用の都度モニタ測定記録(日報)を出力し提出すること。

## (2) 洗濯脱水

1) 洗濯脱水機の運転は、運転手引の手順書に従って行うこと。

洗剤は受注者が準備し、機構の確認を得たものを使用すること。

洗剤の使用条件は、次の通りである。

イ. 洗剤： 無燐粉末洗剤、連洗用強力無燐液体洗剤

ロ. 濃度： 500 g / 100 リッタ (0. 5 %)

但し、洗剤の銘柄が変更になると濃度が変わる場合もある。

ハ. 温度： 50 ~ 60 °C

2) 各洗濯脱水機の洗濯制限量は、次の数量を守ること。

品名	大型洗濯脱水機	小型洗濯脱水機	全自動洗濯機
実験衣	60 kg 以下／回	10 kg 以下／回	_____
特殊作業衣	60 kg 以下／回	10 kg 以下／回	_____
靴下、帽子等	_____	10 kg 以下／回	7 kg 以下／回

3) 必要に応じて糊付け加工を行うこと。

## (3) 洗濯後汚染度測定

1) 除染後汚染度測定器は、運転手引の手順書に従って行うこと。

2) 保護衣等は、重なることの無いよう一枚単位で測定し、規定値以下であることを確認すること。但し、規定値以上の場合は、機構の指示に基づくものとする。

3) 測定記録様式は、使用的都度モニタ測定記録（日報）を出力し提出すること。

## (4) 乾燥

1) 乾燥機の運転は、運転手引の手順書に従って行うこと。

2) 乾燥に適した数量を投入し、必要な時間乾燥を行うこと。

## (5) 整理

1) 保護衣等のうち実験衣、特殊作業衣及び帽子については、折り目を付け、指定のポリエチレン袋に梱包できる大きさに畳むこと。

2) 畠み終えた実験衣及び特殊作業衣は、10枚程度にまとめて整理すること。

3) 保護衣等は、完全に冷えてからポリエチレン袋に梱包すること。

4) 実験衣、特殊作業衣等のボタンの取付け、綻び及びチャック不良等の簡易な補修を行うこと。

## (6) 数量検査

整理が完了した保護衣等は、所定の様式で数量の確認を行うこと。

## 5. 3 保守点検業務

衣料除染設備・機器等について、運転手引及び放射性廃棄物管理課の施設、設備等の点検要

領に定められている点検項目、点検頻度に従い、点検を行うこと。

(1) 日常点検

- 1) 作業に使用する機器等は、運転手引及び放射性廃棄物管理課の施設、設備等の点検要領に従って必ず始業点検を実施すること。
- 2) 作業中、機器等に異常が生じた場合は、速やかに機構担当者に連絡するとともに、異常部分の復旧を図ること。
- 3) 作業終了後、使用した機器等の終業点検を行うこと。また、洗濯作業に係る建家の給水バルブ、蒸気バルブ、電源及びドアの施錠等を巡視して、安全を確認すること。
- 4) 上記の点検結果は、機構の指定様式（衣料除染設備運転日誌、衣料除染設備作業開始前の点検記録、衣料除染設備作業終了後の点検記録及び衣料除染設備作業中の巡視記録）に記入して、提出すること。

(2) 月例点検

衣料除染設備の月例点検は、運転手引及び放射性廃棄物管理課の施設、設備等の点検要領に従って実施し、その結果を機構の指定様式（衣料除染設備巡視記録（月例））に記入して、提出すること。

(3) 保守・整備

- 1) 作業に使用する機器等は、取扱説明書に従って、定期的に潤滑油の給油、消耗品類の交換及び調整を実施すること。
- 2) 除染後汚染度測定器のコンベア（金網）が破損した場合は、破損部分を補修すること。
- 3) 日常点検、運転中及び月例点検の結果、不具合や修理を要する箇所が発見された時は、直ちに必要な措置を講じ、機構へ連絡するとともに機構の確認を得て修理等を実施すること。  
ただし、修理等が困難な場合は別途機構と協議するものとする。
- 4) 大型洗濯機洗濯排水のボタントラップフィルタ、及び回収タンクフィルタを定期的に清掃し、回収タンクフィルタについては、汚れ又は目詰まりが著しい場合は交換すること。
- 5) 大型乾燥機、及び小型乾燥機排気プレフィルタの差圧が規定値に達したときは、プレフィルタをフィルタケーシングから取外し、清掃を行った後に復旧すること。なお、取付け後プレフィルタの差圧が回復しない場合は交換すること。
- 6) 衣料除染室排水溝のゴミ堆積物を除去する等清掃を定期的に実施し、排水が床に流出しないように監視すること。又排水出口フィルタについても定期的に清掃し、汚れ又は目詰まりが著しい場合は交換すること。
- 7) ボタントラップポンプは定期的に分解し清掃を実施すること。
- 8) 蒸気及び水が、機器、配管、弁及び計器等からリークしているときは修理すること。
- 9) RI 等規制法に基づき施設の点検を行い、異常があれば塗装補修等を行い、常に施設・設備の適切な維持管理、並びに基準適合義務に務めること。
- 10) 上記1)～9)の保守・整備の結果は、衣料除染設備運転日誌に記入して提出すること。また、年報（保守・整備記録表）に記入して、提出すること。

#### 5. 4 付帯作業

- (1) 作業場は、必要に応じ床面等の放射能測定を行い、管理基準値を超えた場合は除染を行い、常に作業場が管理基準値を超えないように管理すること。

- (2) 作業場に係る建家の照明等が不具合の場合は機構担当者に連絡すること。
- (3) 衣料除染設備の運転、保守に必要な資材、器材、消耗品（以下「消耗品等」という。）の管理を行うこと。なお、消耗品等（機器補修用工具、ベルト、パッキン、防護資材等）の管理を行うにあたっては、月1回、消耗品等の在庫調査を実施し、その結果を機構へ提出すること。
- (4) 法定検査関連規定に基づく検査に係る作業を行うこと。
- (5) 施設改修等の工事に伴う機器、物品、廃棄物の移動、一時撤去、復旧等の作業を行うこと。
- (6) 集荷のために使用されたポリエチレン袋は、保護衣等を取り出した後、1枚ごとに汚染がないことを確認すること。
- (7) その他の関連作業
- 1) 自家発生した固体廃棄物を、機構の規定に基づき区分、表示した後、所定の場所に保管すること。
  - 2) 衣料除染設備室を整理、整頓すること。
  - 3) 作業員控室を定期的に整理、整頓すること。

## 6. 受注者と機構の主な役割分担

業務内容	業務細目	受注者	機 構
保護衣等の洗濯除染作業	(1) 保護衣等の集荷及び配達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集荷依頼の受理</li> <li>・保護衣等の集荷作業</li> <li>・保護衣等の配達作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画（工程表、要領書等）の確認</li> <li>・記録の確認</li> <li>・他部署との調整</li> </ul>
	(2) 運転及び洗濯除染業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯前汚染度測定作業</li> <li>・洗濯脱水作業</li> <li>・洗濯後汚染度測定作業</li> <li>・乾燥作業</li> <li>・整理作業（畳み及び梱包作業）</li> <li>・数量検査作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画（工程表、要領書等）の確認</li> <li>・記録の確認</li> <li>・他部署との調整</li> </ul>
	(3) 保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前の点検</li> <li>・作業中の点検</li> <li>・作業終了後の点検</li> <li>・巡回点検</li> <li>・月例点検</li> <li>・保守・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画（工程表、要領書等）の確認</li> <li>・記録の確認</li> <li>・他部署との調整</li> </ul>
	(4) 付帯作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品等の管理</li> <li>・記録の作成</li> <li>・記録の管理</li> <li>・その他の関連作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画（工程表、要領書等）の確認</li> <li>・記録の確認</li> <li>・他部署との調整</li> </ul>

## 7. 実施体制

受注者は、業務を確実に実施できる体制をとるとともに、以下に示す体制をとること。

- (1) 総括責任者及び代理者を選任すること。
- (2) 総括責任者及び代理者は、次の任務に当たらせること。
  - 1) 受注者の従事者の労務管理（要員の人員調整を含む）及び作業上の指揮命令
  - 2) 本契約業務遂行に関する機構との連絡及び調整
  - 3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項
- (3) 総括責任者は、常時連絡をとれる状態とすること。
- (4) トラブル発生時に迅速な原因究明、復旧の対応がとれる総合的な体制を有していること。

## 8. 業務に必要な資格等

受注者は、本業務を実施するにあたり下記の法定資格者等を配置又は選任すること。なお、資格者は重複しても構わないこととする。

- (1) 放射線業務従事者（全員）(\*1)
- (2) 普通自動車運転免許（2名以上）
- (3) 原子力科学研究所が発行する作業担当者の認定証（2名以上）(\*2)

\*1 放射線従事者は、中央登録センターが運営している被ばく線量登録管理制度に登録したうえで必要な教育の受講及び特殊健康診断を受診し、放射線管理区域を有する事業者による放射線作業従事者指定を受けられる者。

\*2 作業担当者は、「作業責任者等認定制度の運用要領」に定める必要な教育を修了し、かつ、当該教育内容の理解度の確認（確認テスト）を行い、理解が十分であると確認できた者に対してバックエンド技術部長が認定又は更新した者。なお、作業責任者等認定制度に係る認定者がいない場合、機構に受講申請を行い業務開始までに認定（教育時間は新規、更新（有効期間3年間）ともに3時間）を受けること。

## 9. 支給品及び貸与品等

### (1) 支給品

#### 1) 放射性汚染防護用消耗品一式

ゴム手袋、布手袋、腕カバー、靴カバー、ビニールシート、廃棄物容器、(紙バケツ、ペール缶) 廃棄物包装用ポリ袋、マスキングテープ等

#### 2) 電気、蒸気、水

### (2) 貸与品等

#### 1) 洗濯設備一式

##### ① (株) 東京洗染機械製作所製

大型洗濯脱水機 (MOX-60M) 3台、大型乾燥機 (HOT-100S) 3台

小型乾燥機(TD-13NS) 2台

##### ② (株) 日本プレス製作所製

小型洗濯脱水機 (Mini-WASHER 101A) 2台

##### ③ (株) 日立製作所製

全自動洗濯機(NW-SJ71) 3台

##### ④ 日本放射線エンジニアリング (株) 製

除染前汚染度測定器(ES-7248) 1台、除染後汚染度測定器(ES-7249) 2台

##### ⑤ (株) 明治機械製作所製

コンプレッサー (APK-37・55・75) 1台

##### ⑥ その他

整理台、整理棚

#### 2) 作業用椅子、洗濯用運搬台車、洗濯物入籠等

#### 3) 控室及び机、椅子、ロッカー等一式

#### 4) 放射線測定器一式

O S L、ポケット線量計、サーベイメータ

#### 5) 機器補修用工具類一式

#### 6) 各種機器取扱説明書及び参考図書一式

#### 7) 実験衣、特殊作業衣、帽子、靴下、R I 作業靴、ゴム長靴

### (3) 受注者負担

#### 1) 集配用車両

#### 2) 衣料補修用消耗品：針、ボタン

#### 3) 洗剤

10. 提出書類

	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	総括責任者届	機構様式	契約後速やかに	1部	含総括責任者代理
2	従事者名簿	指定なし	〃	3部	
3	放射線業務従事者指定登録依頼書	機構様式	〃	1部	
4	作業実施要領書	指定なし	〃	3部	要確認
5	衣料除染設備運転日誌	機構様式	作業終了時	1部	
6	衣料除染設備作業開始前の点検記録	機構様式	〃	1部	
7	衣料除染設備作業終了後の点検記録	機構様式	〃	1部	
8	衣料除染設備作業中の巡視記録	機構様式	〃	1部	
9	衣料除染前モニタ測定記録（日報）	機構様式	〃	1部	
10	衣料除染後モニタ測定記録（日報）	機構様式	〃	1部	
11	衣料除染設備月例点検表	機構様式	〃	1部	
12	衣料除染処理数量（月報、四半期報、年報）	機構様式	各期間末	1部	
13	保守・整備記録表	指定なし	年度末	1部	
14	消耗品等在庫リスト	指定なし	毎月末	1部	
15	終了届	機構様式	毎月末	1式	
16	リスクアセスメントワークシート	機構様式	契約後速やかに	1部	
17	KY・TBM 実施結果	機構様式	作業開始前	1部	
18	委任又は下請負等の届出 (該当する場合。)	機構様式	作業開始2週間前までに	1式	要確認
19	その他機関が必要とする書類				詳細は別途協議

(1) 提出場所

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課

(2) 確認方法

「確認」は次の方法で行う。

日本原子力研究開発機構は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、確認しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、確認したものとする。

但し、委任又は下請負届（機構指定様式）については、2週間以内に機関から受注者へ変更請求をしない場合は、自動的に確認したものと見做す。

## 11. 検収方法等

終了届及び提出書類の確認並びに仕様書の定めるところに従って作業が実施されたと機構が認めたときをもって作業完了とする。

## 12. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ

受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、新規受注者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力をを行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、機構、受注者及び新規受注者間で協議のうえ、一定の期間（3週間以内）を定めて原契約の期間終了日までに実施する。

## 13. 検査員及び監督員

保護衣等の集荷及び返却、運転及び洗濯除染業務、保守点検業務、付帯作業に係る検査員及び監督員

検査員 一般検査 管財担当課長

監督員 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課 処理第3チームリーダー

## 14. 品質保証

(1) 受注者は、本件に係わる品質管理プロセスを含め記述した品質保証計画書又は品質マニュアル（以下「品質保証計画書等」という）を提出し、確認を得ること。

(2) 品質保証計画書等は、当該業務に関する内容について、JIS Q 9001 又は JEAC4111 を満足するものであること。

(3) 受注者は、機構からの要求があった場合には、本件に係わる力量評価を提出し、確認を得ること。

(4) 受注者は、機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

## 15. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これに従うものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 16. 特記事項

### (1) 業務上注意事項

- 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

- 受注者は、異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。また、安全衛生上緊急に対処する必要がある事項については指示を行う場合がある。

- ・受注者は、従事者に関する労基法、労安法その他労働法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行うものとする。
- ・受注者は、善管注意義務を有する貸与品及び支給品のみならず、実施場所にある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出さないこと。
- ・受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にも認められていることを認識し、機構の関係法令及び規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。また、災害防止の観点より電気事業者を含む原子力関連施設における同種作業の知見・技術力を有すること。
- ・受注者は機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- ・受注者は、本仕様書の各項目に従わないことにより生じた、機構の損害及びその他の損害についてすべての責任を負うものとする。
- ・その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定し、議事録を作成すること。
- ・受注者は、特定核物質防護に関し、原子炉等規制法第68条の2第1項及び第2項に基づき、秘密情報の保持に万全を期さなければならない。
- ・本契約に係る業務においてかし（不適合）が発生した場合、受注者は機構の指示に従い、かし（不適合）の原因究明、対策の立案及び実施等について報告すること。
- ・機構の物品を使用するにあたっては、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、使用しなければならない。
- ・受注者は、業務の実施に当って、次に掲げる関係法令及び所内規定を遵守する。また、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

1) 関係法令

- ① 原子炉等規制法（略称）
- ② RI等規制法（略称）
- ③ 消防法
- ④ 労働安全衛生法
- ⑤ 電気事業法

2) 所内規定等（一部略称）

- ① 原子炉施設保安規定
- ② 核燃料使用施設等保安規定
- ③ 放射線障害予防規程
- ④ 核物質防護規定
- ⑤ 核物質防護要領
- ⑥ 消防計画
- ⑦ 安全衛生管理規則
- ⑧ 電気工作物保安規定
- ⑨ エックス線装置保安規則
- ⑩ 放射線安全取扱手引

- ⑪工事・作業の安全管理基準
- ⑫リスクアセスメント実施要領
- ⑬危険予知(KY)活動及びツールボックスミーティング(TBM)実施要領
- ⑭作業責任者等認定制度の運用要領
- ⑮医薬用外毒物劇物管理マニュアル

・技術的能力など受注者の技術水準を維持するために社内教育や以下の教育を行うものとする。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「電離放射線障害防止規則」第52条の6に基づく特別教育	受注者	受注者は、教育記録(科目、時間)を提出し、「核燃料物質等取扱業務特別教育規程」を満たしていることの確認を受ける。	・業務開始までに実施 ・再教育(毎年度)
「放射性同位元素等の規制に関する法律」第22条に基づく教育訓練	受注者	受注者は、教育記録(科目、時間)を作業担当課に提出し、「教育及び訓練の時間数を定める告示」を満たしていることの確認を受ける	・業務開始までに実施 ・再教育(毎年度)
「作業責任者認定制度」に基づく認定教育(作業担当者)	機構	受注者は教育の受講に係る結果の確認を受ける。	・業務開始前までに実施
品質保証に関する教育	機構	受注者は教育の受講に係る結果の確認を受ける。	・業務開始までに実施 ・再教育(毎年度)
保安規定等に基づく施設別教育	機構	受注者は教育の受講に係る結果の確認を受ける。	・業務開始までに実施 ・再教育(毎年度)
核物質防護規定に基づく教育訓練	機構	受注者は教育の受講に係る結果の確認を受ける。	・業務開始までに実施 ・再教育(毎年度)
不適合管理、水平展開等に基づく教育訓練	機構	受注者は教育の受講に係る結果の確認を受ける。	・必要な都度実施

・受注者は、本契約に係る維持又は運用に必要な技術情報(保安にかかわるものに限定)の提供を行うものとする。

## (2) 一般安全管理

1) 受注者は、本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者(以下「総括責任者」という。)及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせること。

- ①受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
  - ②本契約業務履行に関する機構との連絡及び調整
  - ③受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項
- 2) 保護衣等の集荷及び返却のために使用する車両の運転は、有資格者が行うこと。
  - 3) 装置の運転は、その装置について教育訓練を受け、技術を修得した者が行うこと。
  - 4) 作業終了後は、必ず作業現場等を巡視し、安全を十分確認すること。
  - 5) 受注者は、作業前にリスクアセスメント及び作業日毎にKY・TBMを実施し、作業手順と危険のポイントを確認すること。特に3H（初めて、変更、久しぶり）の場合には十分注意して実施すること。
  - 6) 作業中に疑問や違和感を抱いた場合、また、作業手順の変更等の必要性が生じた場合には、作業を中断し、その旨を機構担当者に報告すること。
  - 7) 受注者は、定められた服装、安全保護具（ヘルメット、安全帯、安全靴、保護手袋等）を必ず着用し、安全ルールを守り、安全最優先の意識の元、安全作業に徹すること。
- (3) 放射線管理
- 1) 受注者は、自らの責任で、機構が定める保安規定及び放射線安全取扱手引等の放射線作業基準に準拠して放射線管理を行うこと。
  - 2) 作業に従事する者は、予め機構に届け出た放射線作業従事者であること。
  - 3) 受注者は、作業に当って、作業従事者の被ばく線量に留意すること。
  - 4) 運転及び洗濯除染業務、保守点検業務、付帯作業に従事する者は、機構が貸与する防護具、O S Lパッジ等を着用して作業を行うこと。（防護マスク等は、必要に応じて着用すること。）
- (4) 保安教育・保安訓練
- 1) 保安教育  
本作業に従事する者は、機構が実施する保安教育を受講すること。
  - 2) 保安訓練  
受注者は、本作業に従事する者に、機構が実施する保安訓練に参加させること。なお、当方が指定する通報召集訓練には、グループリーダ又は代理人を参加させること。
- (5) 異常時の処置
- 作業従事者は、汚染、被ばく及び機器の故障等の異常を発見した時は、直ちに必要な処置を講じるとともに、機構にその旨を通報し、機構と協議すること。

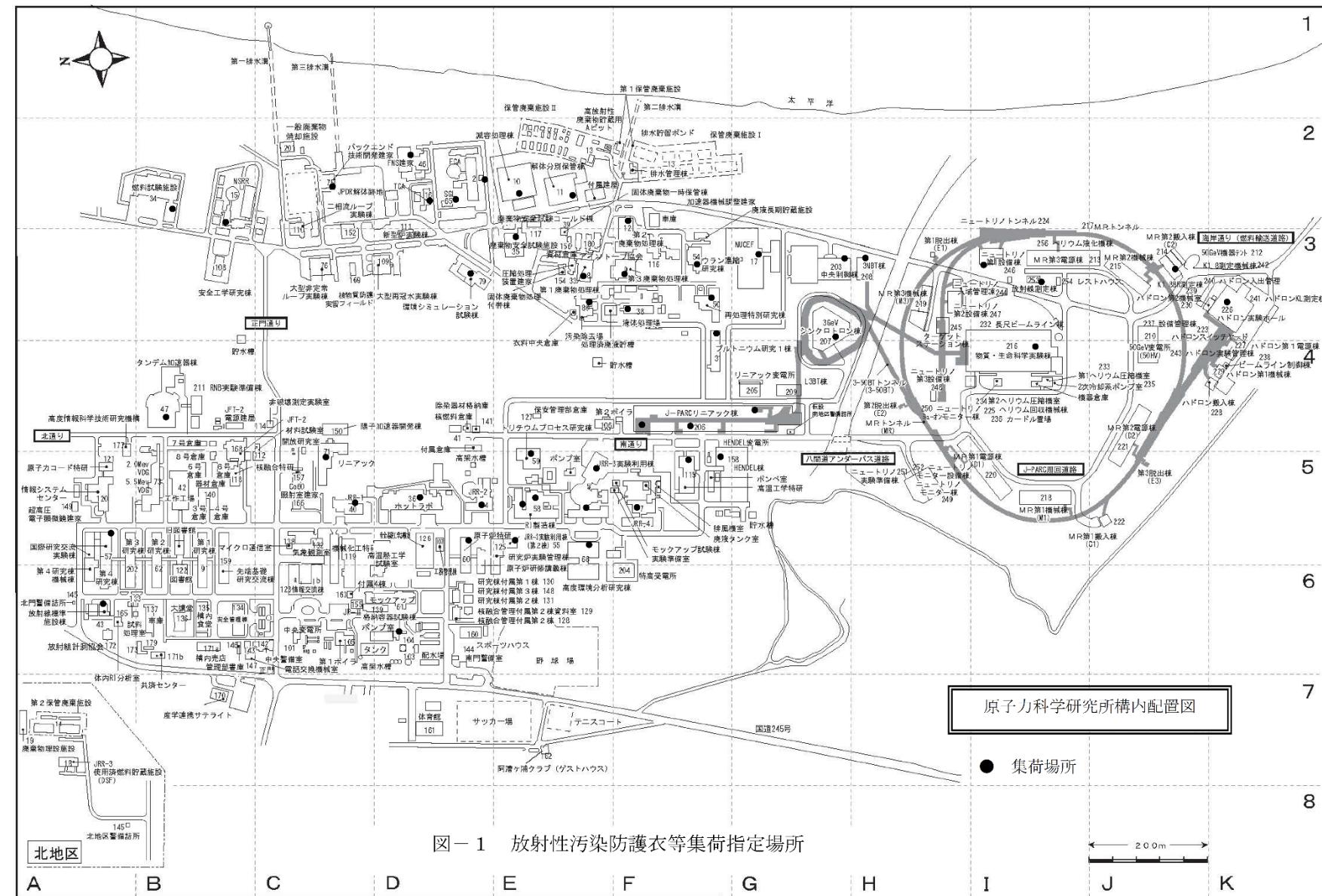


図-1 放射性汚染防護衣等集荷指定場所

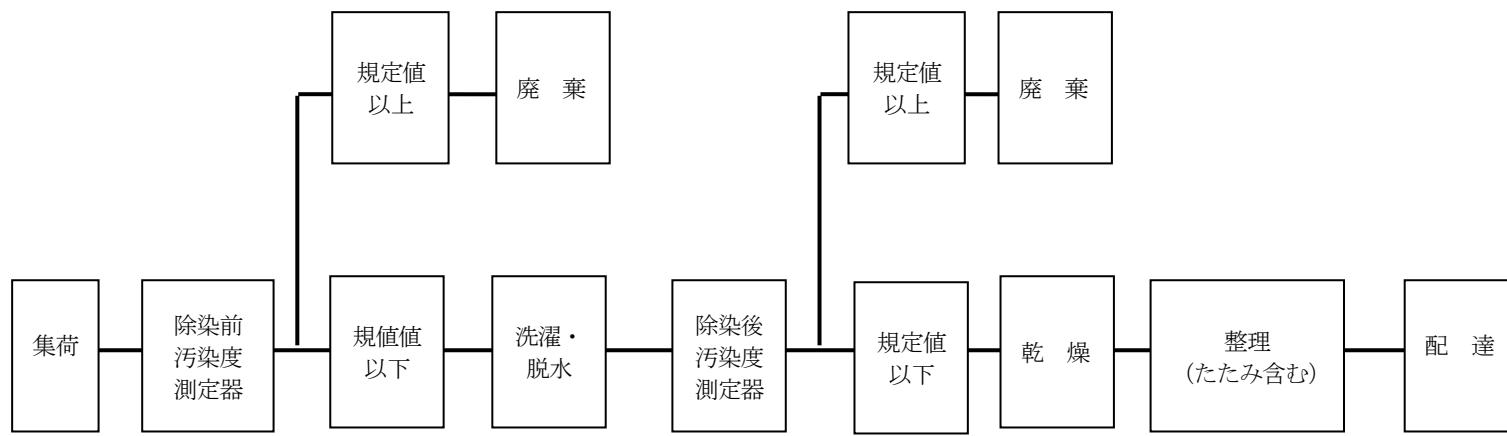


図-2 洗濯作業工程図